

第2回WG資料3の内容に対する意見と対案

平成23年10月20日 公共施設再配置推進課作成

課等における意見	左の対案等
<p>無償譲渡対象とならない土地が市有地であった際、売却・賃貸借どちらを行うにしても最終的に財産管理課が契約等を行うこととなる。</p> <p>その際、売却単価や賃貸借料金を決めることとなるが、現状では、評価会議を行い、売却単価等を決定している。決定するまでの期間や評価会議で決定された単価をそのまま使用してよいのか（市が行っていた管理を移譲するため）等の問題が考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【財産管理課】</p>	<p>個別対応では意見のとおりとなるが、一定のルール（賃料は、固定資産税相当額とするなど）を定めれば問題は解決するのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【公共施設再配置推進課】</p>
<p>今まで使っていた市の財産を「所有したい。自分達の財産として管理していきたい。」と希望する自治会について無償譲渡は基本的に問題ないと考えているが、希望しない自治会についてまであてはめられるか。（市からの無償貸借のままでよい、登記料まで払って財産を所有したくないなど）</p> <p style="text-align: right;">【市民自治振興課】</p>	<p>財産管理課の方針を踏まえたうえで対象自治会の意見を伺う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【市民自治振興課】</p> <p>自治会の法人化を進めることの本旨は、自治会が権利を所有することが可能になることにあるのでは。</p> <p>強制的に所有権を移転することはできないが、将来における市のリスクを軽減するために、より積極的な取組みが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【公共施設再配置推進課】</p>
<p>開放型自治会館に移行しても「自治会員以外には開放しない、又は開放する場合には、使用料に差をつけるという選択肢も可能」であれば、従来型との差がはっきりしない。従来型自治会館は、基本的には自治会員のためのものであるし、現に使用料を徴収している自治会館も存在する。</p> <p>自治会館建設等補助金（新築）の床面積による補助率の区分は見直すための検討を要する。</p> <p style="text-align: right;">【市民自治振興課】</p>	<p>開放型自治会館の定義をはっきりする必要がある。</p> <p>公共施設再配置の観点による自治会館の今後のあり方について、自治会連合会又は自治会館所有自治会に説明をし、理解をいただく必要がある。それによって自治会館建設等補助金の「補助率又は限度額の引き上げにより開放型に誘導」可能かどうか判断することができる。</p> <p style="text-align: right;">【市民自治振興課】</p>

課等における意見	左の対案等
	<p>まず、色分けをはっきりすることにより、超高齢化と人口減少社会下における市の姿勢は、「『公』の役割縮小と『共』の役割拡大への転換」と「自立した自治会館運営への支援」であることを明確に打ち出すことができると考える。</p> <p>そのためには、標準的メニューに沿った、より積極的取組みを求める必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【公共施設再配置推進課】</p>
<p>「老人いこいの家」に関しては、平成21年度から25年度までの5カ年の期間で指定管理者制度を導入している。この指定期間内では、無償譲渡しようとする、議会の議決を経て、指定管理者の指定を取り消す必要があると思われる。</p>	<p>各いこいの家がある自治会は、それぞれ状況も異なるので、先行して話だけを進めておいて、譲渡可能な自治会に対しては、指定期間終了後、一括で対応することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【高齢介護課】</p>